

2023年9月1日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 横川 直
問合せ先 コンタクトセンター (TEL 0120-759318)

**【変更】『「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了（繰上償還）
および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定
ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ』にかかる
内容変更のお知らせ**

当社は、「国際のETF VIX短期先物指数」（以下「本ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および当該繰上償還にかかる投資信託約款の重大な内容の変更（以下、「重大な約款変更」といいます。）を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを決定し、2021年11月10日に『「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定ならびに監理銘柄（確認中）への指定のお知らせ』を掲出いたしました。

今般、当該お知らせの記載内容に変更が生じたことから、変更内容をここにお知らせいたします。

記

1. 変更内容

①信託終了予定日

【変更前】 2024年2月14日（水）

【変更後】 2024年2月19日（月）

②一部解約停止予定日

【変更前】 2024年2月7日（水）

【変更後】 2024年2月13日（火）

2. 変更理由

上記の日程変更により、一部解約受付最終日と、取引所における売買最終日が同日となり、本ETFの取引所売買最終日までマーケットメイカーによる、より公正な価格でのマーケットメイクが期待されるためです。

変更前の日程では、一部解約と取引所売買の受渡日のずれにより、取引所では売買が可能であるにも関わらず、マーケットメイカーが本ETFの一部解約を行えない期間が3営業日ありました。一部解約が行えることでマーケットメイクされやすくなることから、このずれを解消するために日程を変更するものです。

※本ETFの一部解約の受渡日は一部解約請求日から起算して原則6営業日目、取引所売却の受

渡日は約定日から起算して3営業日目となります。

※ETF市場にはマーケットメイク制度があります。当該制度の下、マーケットメイカーがETFに対して需給動向を踏まえた公正な価格で気配提示を行うことにより、投資家が売買を希望するタイミングで、よりよい価格で売買できる環境を提供できるようになります。ただし、実際にどのようなマーケットメイク状況となるかは市場動向等によりますため、必ずしも期待する効果が得られない可能性もあります。

(日本取引所グループ マーケットメイク制度の説明サイト

: <https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/market-making/index.html>)

※別紙②として繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更にかかる手続き等の詳細を、別紙③として本ETFの繰上償還が決定され、償還日まで保有した場合の償還金のお取り扱いについてのお知らせを記載しています。あわせてご高覧ください。

別紙①

国際の E T F V I X 短期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託期間) 第 5 条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から 2024 年 2 月 19 日までとします。</u></p>	<p>(信託期間) 第 5 条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第 43 条第 1 項および同条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項および第 48 条第 2 項の規定により信託を終了させることがあります。</u></p>

別紙②

繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更にかかる手続き等の詳細
(2021年11月10日付『「国際のETF VIX短期先物指数」の信託終了(繰上償還)
および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定
ならびに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ』より一部抜粋)

1. 対象ファンド

国際のETF VIX短期先物指数(証券コード:1552)

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程(予定)

書面決議の対象受益者の確定基準日	2023年11月14日(火)
書面決議に関する書類発送日	2023年12月20日(水)
議決権行使書面による議決権行使期限	2024年1月9日(火)
書面決議日	2024年1月11日(木)
買取請求開始日(予定)	2024年1月12日(金)
買取請求終了日(予定)	2024年1月31日(水)
約款変更実施日(予定)	2024年2月13日(火)
信託終了日(予定)	2024年2月19日(月)

※信託終了日(予定)は変更後の日程に修正。(以下、同様に日付は変更後の日程に修正)

3. 東京証券取引所における売買に関する日程(予定)

「監理銘柄(確認中)」への指定	2021年11月10日(水)
「整理銘柄」への指定	2024年1月11日(木)
東京証券取引所における最終売買日	2024年2月9日(金)
上場廃止日	2024年2月12日(月)

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および繰上償還にかかる重大な約款変更の内容および理由

<内容>

本ETFの信託期限を無期限から2024年2月19日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。

<理由>

本ETFは東京証券取引所への上場以来「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率

を、円換算した S&P 500 VIX 短期先物指数 (S&P 500 VIX Short-Term Futures Index Total Return。以下「対象指数」といいます。) の変動率に一致させることを目指して運用を行ってまいりました。

本 E T F の対象指数はその性質上、短期的に大きな収益機会をご提供できることもある一方、市場のボラティリティが低い状況においては徐々に価値が減少していく特性を有しており、これに伴い本 E T F も基準価額が逡減する特性を有しております。このため、基準価額が低水準となり、1 口当たりの基準価額における 1 円の変化が与える影響が相対的に大きくなったことを受け、2017 年 9 月に、投資家のみなさまに、より適正・円滑な形で取引を行っていただけるよう受益権併合を実施いたしました。基準価額はふたたび逡減傾向にあります。なお、本 E T F の取引所での取引価格は、市場の需給により影響を受けますが、理論的には裁定が働くことから、基準価額から大きな乖離が生じにくい傾向にあり、同様の経過を辿っております。

今般、再度の受益権併合の実施についても検討いたしました。上述の価格特性を有していることから、今後もご提供し続けることで将来的に投資家のみなさまの大切なご資産を減価させてしまう可能性を考慮し、再度の受益権併合ではなく、投資信託約款第 43 条および第 49 条に規定している「受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合」に該当すると判断いたしました。一方で、他の商品にはみられない価格特性をもつ商品として、市況によっては短期的に大きな収益機会をご提供できることもあり*、それを期待している投資家のみなさまの売却機会に配慮する必要があると考えました。

そのため、繰上償還の手続を行うことについて通常より早期に決定し、信託期間を無期限から 2024 年 2 月 19 日までとする投資信託約款の重大な変更と繰上償還手続きに係る書面決議までの期間を 2 年程度確保する日程といたします。

*必ずしも大きな収益が得られるということを示唆・保証等するものではありません。

5. 書面決議の判定

繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更を実施するため、2023 年 11 月 14 日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定め、書面決議を実施する予定です。なお、繰上償還および当該繰上償還にかかる重大な約款変更は、2023 年 12 月 20 日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内 (2023 年 12 月 21 日から 2024 年 1 月 9 日) に賛成の意思表示をされた受益者 (法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。) が保有する 2023 年 11 月 14 日の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の 3 分の 2 以上であった場合に可決されます。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および当該繰上償還にかかる約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 18 条および同法第 20 条で準用する同法第 18 条に基づいて、2024 年 1 月 12 日から 2024 年 1 月 31 日までの間に、本 E T F の受託会社に対して、2023 年 11 月 14 日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取ること

を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本E T Fの取得申込は2024年1月12日以降、一部解約は2024年2月13日以降、受け付けないこととします。

別紙③

本E T Fの繰上償還が決定され、償還日まで保有した場合の償還金のお取り扱いについてのお知らせ

本E T Fの繰上償還が決定された場合、本E T Fを取引所での最終売買日までに売却せずに償還日まで保有されますと、償還金の受取方法・受取時期、税金等に関し、以下のよう取引所での売却時の取扱いとは異なる点があり、ご不便が生じる場合もございますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

【繰上償還が決定され、償還日まで保有した場合】

- ①償還金は証券口座では受領いただけません。分配金を証券口座で受け取られている受益者は、ゆうちょ銀行・郵便局を通じた償還金の受領となります。
- ②償還金のお支払いは償還日から1カ月以上後となります。
- ③本E T FをNISA口座で保有されている場合、償還金はNISAの対象となりません。特定口座（源泉徴収あり）で保有されている場合、償還金については特定口座内での自動的な損益通算はなされません。

1. 償還金のお受け取り方法

償還金のお受け取り方法は、基本的に本E T Fの分配金のお受け取り方法に応じて以下の通りとなります。

分配金を証券会社の証券口座で受け取られている方は、償還金を証券口座で受け取ることができませんのでご注意ください。

分配金のお受け取り方法	償還金のお受け取り方法
証券口座で受領 (株式数比例配分方式)	ゆうちょ銀行・郵便局に書面を 持ち込んでの受領
ゆうちょ銀行・郵便局に書面を 持ち込んでの受領 (配当金領収証方式)	同左
指定された金融機関の預金口座で受領 (登録配当金受領口座方式、 単純取次方式)	同左

※どのお受け取り方法を選択されているかにつきましてはお取引先の証券会社にお問い合わせください。

なお、分配金のお受け取り方法の名称は証券会社等により異なる場合があります。

＜ 「株式数比例配分方式」 で分配金を受領している場合 ＞

- ・償還金は分配金を受領している証券口座には入金されません。
- ・償還後、受益者宛てに償還金受領のための書面が送付されます。その書面をゆうちょ銀行または郵便局に持ち込むことで償還金をお受け取りください。
- ・償還金受領のための書面は、償還時点での保有金額が大きい場合、複数枚にわたる可能性があります。

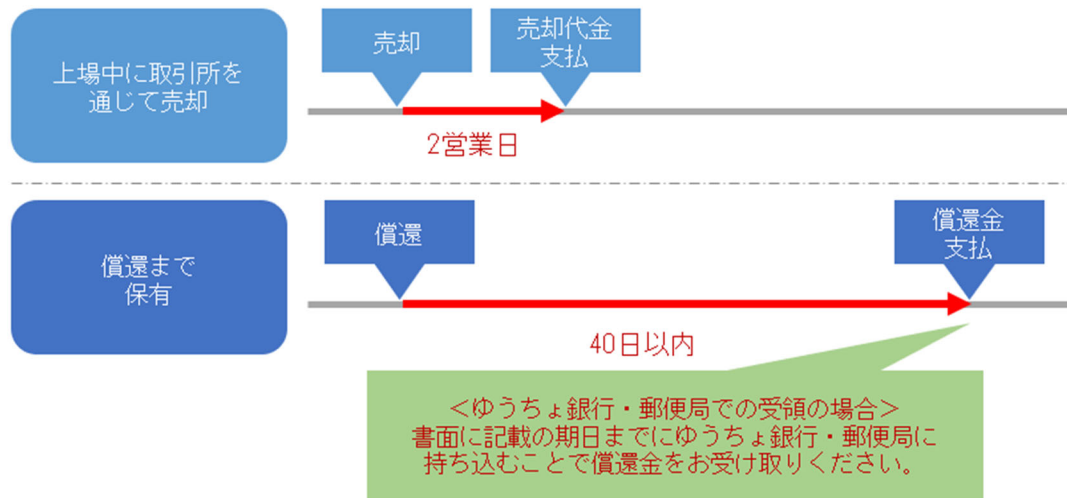
2. 償還金の受取りタイミング

取引所を通じて売却した場合、通常、売却日の2営業日後には売却代金が支払われますが、償還まで保有いただいた場合、償還金は信託約款の規定に基づき償還日から40日以内にお支払いいたします。

現時点では、2024年2月19日（償還予定日）の後、3月下旬のお支払いを予定しています。

ゆうちょ銀行・郵便局での受領の場合、3月下旬にゆうちょ銀行・郵便局にお持ち込みいただく書面を送付いたしますので、書面に記載の期日までにゆうちょ銀行・郵便局に持ち込むことで償還金をお受け取りください。

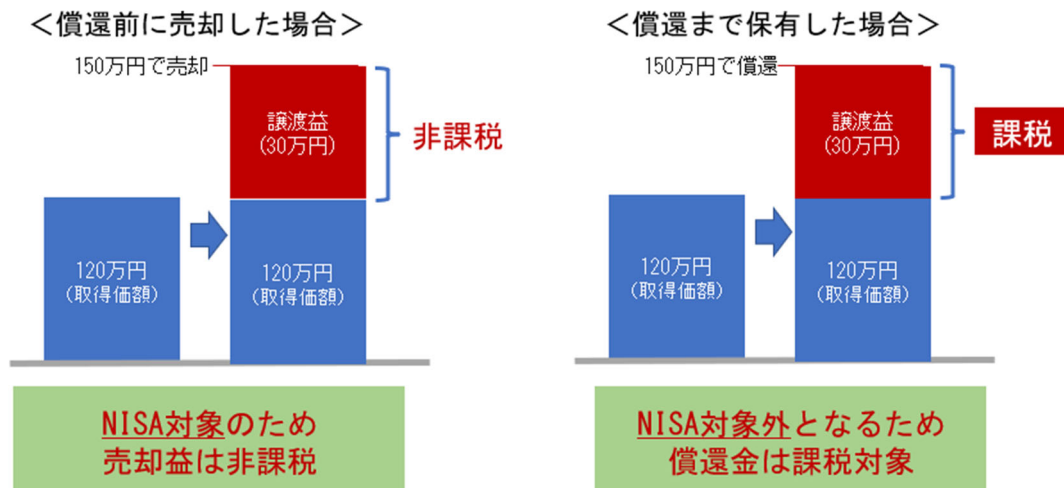
【償還金の受取りタイミングのイメージ】



3. 課税対応

- ①本ETFを少額投資非課税制度（NISA）の口座で保有されている場合
償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの対象外となるため、確定申告を行う必要があります。

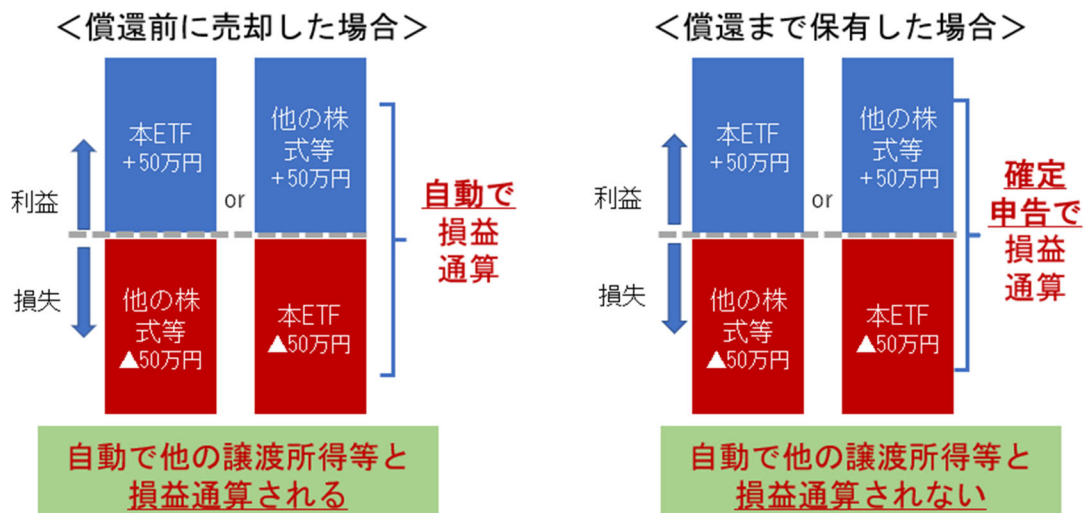
【NISAの取扱いイメージ】



②本E T Fを特定口座（源泉徴収あり）で保有されている場合

償還金受領時の当該譲渡損益については特定口座内において自動的に他の譲渡所得等との損益通算はされません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行うことは可能です。

【損益通算のイメージ】



※税金の取り扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※法人の場合は、上記とは異なります。